

第六十二号

徳島県警察関係手数料条例の一部改正について

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県警察関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五十三の五の項中「一万九千円」を「二万円」に改め、同表の五十四の項中「二千円」を「二千二百円」に改め、同表の五十五の二の項中「第八十九条第二項」を「第八十九条第三項」に改め、同表の八十一の項中「二千円」を「二千二百円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、別表第一の五十五の二の項の改正規定は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十三号）の施行の日から施行する。

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習に係る手数料の額を改めるとともに、他の都道府県との均衡等を勘案し、道路の使用の許可の申請に対する審査等に係る手数料の額を改める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。